

知財活動に与える独禁法の影響と実務ポイント

公取委・特許庁ガイドライン、「知財と独禁」民事訴訟例から効果的手法を詳解

●日 時● 2018年 9月 11日 (火) 10:00~16:00

●会 場● 企業研究会 セミナールーム (東京・麹町)

●講 師● 弁護士・法政大学法学部講師・日本ライセンス協会理事
 元・公取委審査専門官 (知財タスクフォース等所属) 平山賢太郎氏

【略歴】公取委に審査官として3年間勤務し、審査手続や海外当局との情報交換等に関して豊富な経験を有する独禁法専門弁護士。公取委にて特許権濫用事件の主任審査担当官を務め、その後、弁護士として特許権濫用をめぐる様々な民事訴訟・税関差止案件に参与している。「知財と独禁」に関して様々な論稿を発表し、「パテント」「別冊ジュリスト」等に掲載されている。

独禁法専門誌 Global Competition Reviewの「40 UNDER 40 2016」(40歳未満の独禁法弁護士40人)に選出された日本唯一の弁護士であり、Chambers Asiaその他国際的ランキングに日本を代表する独禁法弁護士の一人として紹介されている。第二東京弁護士会経済法研究会幹事、日弁連独禁改正問題ワーキンググループ委員、東京大学比較法政研究センター外国競争法事例研究会幹事、日本ライセンス協会理事・独禁法ワーキンググループリーダー。

◆開催にあたって

「知財と独禁」は、標準必須特許をめぐる国際的訴訟案件などをきっかけとして、独禁法分野における最重要論点の一つとしてあらためて注目されるようになり、近年では、様々な公取委事件・民事訴訟事件において、知的財産権行使が独禁法に違反するか否かが主要な争点として注目されています。公取委の2016年に知財ガイドライン改正や、特許庁の必須特許交渉手引公表(2018年)など、最新動向を理解しておくことも重要です。

本セミナーでは、企業が事業を強くするために、担当者が押さえておくべき「知財と独禁」をめぐる基本的手法やその考え方について、公取委や特許庁のガイドラインも参照しながら整理した上で、最新の民事訴訟事例及び公取委における審査事例を詳解致します。

◀詳細は裏面をご覧ください▶

●受講料● 1名 (税込み、資料代含む)

正会員	39,960円 本体価格 37,000円
一般	43,200円 本体価格 40,000円

●当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

●FAXでお申込の際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願い致します。(別番号への誤送信にご注意ください。)

一般社団法人企業研究会

担当：田中 E-mail a-tanaka@bri.or.jp
 〒102-0083
 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F
 TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

検索

181470-1003(※)		2018.9.11	
申込書 知財活動に与える独禁法の影響と実務ポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

知財活動に与える独禁法の影響と実務ポイント

● プログラム ●

- 解説 -

10:00

■講師 弁護士／法政大学 法学部 講師／日本ライセンス協会理事
元・公取委審査専門官（知財タスクフォース等所属）

平山 賢太郎 氏

I. 独禁法と知的財産権

- (1) 知的財産権法の目的
- (2) 「公正競争」「産業の発達」と知的財産法・独禁法
- (3) 独禁法に基づく事案分析の基本的な手法

II. 公取委 知的財産ガイドライン（総論）

- (1) 知的財産ガイドラインの構成
- (2) 「白・黒・灰」区分の意味 ～ 定義／競争滅殺効果と正当化理由
- (3) 優越的地位濫用に関する注意点

III. 公取委 知的財産ガイドライン（行為類型別解説・2016年改正解説）

- (1) ライセンス拒絶・差止請求
- (2) 技術の利用範囲を制限する行為
- (3) 技術の利用に条件・制限を付す行為
- (4) 非係争条項
- (5) 研究開発活動制限

12:00

13:00

IV. 公取委 共同研究開発ガイドライン・標準化パテントプール考え方

V. 特許庁 必須特許ライセンス手引き（2018年公表ガイドラインの解説）

VI. 「知財と独禁」民事訴訟事例

- (1) 最新民事訴訟事例の類型別解説
 - 【類型1】特許侵害訴訟提起による競争者取引妨害
 - 【類型2】ライセンス条件交渉決裂による優越的地位濫用
 - 【類型3】営業誹謗による競争者取引妨害
- (2) 効果的手法の選択 ～ 差止請求・差止仮処分と損害賠償請求

VII. 「知財と独禁」公取委における審査事例

- 【類型1】競争業者間合意による競争停止
- 【類型2】単独行為による競争停止
- 【類型3】他社排除・搾取その他の制限行為

16:00

※講師と同業企業・同業種の方はご参加頂けない場合がございます。予めご了承下さい。